

府中市公共施設等照明設備LED化業務委託事業仕様書

1 目的

府中市（以下「本市」という。）では、令和5年3月に、事務事業における温室効果ガス排出量の削減を目的として「エコ・アクションプラン」を策定し、温室効果ガス削減目標を2013年度比で2030年度までに50%削減することとしている。その一環として公共施設の省エネの推進を図るため、早期にLED化し、温室効果ガスを削減することを目的とする。

2 件名

府中市公共施設等照明設備LED化業務委託事業

3 事業概要

- (1) 事業にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、スケジュール管理及びその他の関連業務を実施する。
- (2) 敷地内の照明器具のうちLED化されていないものについて、原則として全てLED照明への取替を行う。なお、数量・器具仕様は、契約後の現地調査に基づき、市と協議のうえ確定する。
- (3) 照明設備の更新方式は、原則として器具交換を基本とする。ただし、既設器具の構造・劣化状況・使用環境等を踏まえ、安全性、性能、長期的な維持管理性及びライフサイクルコストの観点から合理性が認められる場合には、既設器具を流用したランプ交換を可とする。
- (4) 既存設備の取り外し・撤去・廃棄・運搬、更新する設備の取付け調整作業、保証期間内の不具合対応、初動対応及び無償対応の一切を含むものとする。なお、保守（定期点検や計画的な交換等の維持保全業務を指す）は含まない。
- (5) 器具の代替・追加が必要な場合は、同等品承認申請（仕様比較表、カタログ、照度計算書、適合規格一覧を含む）を提出し、市の承認を得たうえで採用すること。

4 履行場所

本市の指定する公共施設（別紙「LED化対象施設一覧」のとおり）。

5 履行期間

令和8年7月15日から令和10年3月31日まで

6 LED機器の品質・技術基準

本業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守するほか、本仕様書に定めのない事項は、原則として「日本産業規格（JIS）」および「東京都電気設備工事標準仕様書」の関係項目に準じた取扱いとする。

(1) 品質基準・新品指定

使用するLED照明器具及び光源は、全て未使用の新品であること。

(2) 技術規格の適合・JLMA 準拠

ア 照明器具は JIL5004（公共施設用照明器具）適合品または同等品とし、国内メーカー製を原則とする。

イ 直管 LED ランプを使用する場合は、JIS C 8159-1、および一般社団法人日本照明工業会規格 JLMA301 に準拠した製品であること。

ウ 既設器具を流用しランプ交換を行う場合は、原則、一般社団法人日本照明工業会「ガイド 301」に準拠した安全な設置・交換を行うこと。設置・交換後の器具には、ガイド 301 に基づき「蛍光灯は使用不可」である旨の注意表示を明示すること。

(3) 寿命・性能要件

定格寿命は 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）とすること。

(4) 安全・環境配慮項目

光源による不快感（フリッカ（ちらつき）対策、グレア抑制）を与えない製品を選定し、適切な演色性を確保すること。

(5) 電波雑音対策

無線通信機器、放送設備、制御機器等に影響を及ぼさないよう、電波雑音（ノイズ）対策がなされた製品を選定すること。

(6) 製造体制・品質管理

当該機器は、ISO9001（品質）および ISO14001（環境）の認証取得工場において製造されていること。

(7) 交換方式の規定

ランプ交換を行う場合は、ソケット等の劣化を確認し、必要に応じ新品に更新すること。

7 特殊環境および既存設備の対応

(1) 高天井照明の安全性

高天井照明の設置に際しては、落下防止ワイヤーを付設すること。既設オートリフターの取扱い（撤去または存置）については、現地調査に基づき、安全性と将来のメンテナンス性を考慮したうえで、市と協議して決定するものとする。

(2) 体育館等の防球対策

体育館等の破損リスクがある場所では、原則として器具に防球ガード（カバー）を付設すること。

(3) 既存設備の劣化対応

現地調査により既設の吊りボルトや配線に著しい劣化（腐食、亀裂、変形、著しい緩み、絶縁劣化等）が認められた場合は、速やかに市へ報告し、協議のうえ適切に補修・更新を行うこと。

(4) 特定天井への適合確認

体育館等の大空間においては、当該天井が特定天井に該当するかを調査し、該当する場合は関連告示等に適合させること。照明器具の支持方法および落下防止金具は、当該基準に適合するよう設計・設置・交換すること。

8 設置・交換および安全管理体制

(1) 有資格者の配置

設置・交換にあたっては、電気工事士法に基づく有資格者を適切に配置し、作業責任者を含む名簿を提出すること。

(2) 施設運営への配慮

施設の休館日等を有効活用し、運営に支障のないスケジュールを組むこと。重要書類や資産を保管する部屋については、施設管理者の立会い等、個別の調整を行うこと。

(3) 現場管理の徹底

作業エリアの養生、資材置き場の管理、作業後の床清掃および原状回復を徹底すること。資材は通行の妨げとならないよう整理し、倒壊・落下防止措置を講じること。

(4) 高所作業の安全確保

高所作業にあたっては、作業床を設置し、墜落制止用器具（フルハーネス型を原則とする）を使用するなど、墜落防止措置を確実に講じること。

(5) 季節的な安全管理

夏季の設置・交換においては、休憩時間の確保、水分補給等の熱中症対策を講じ、作業員の健康管理を徹底すること。

(6) 性能確認試験の実施

設置・交換前後に、以下の性能確認試験を実施し、その結果を報告書として提出すること。

ア 絶縁抵抗測定

作業後、各電路の絶縁抵抗測定を行い、絶縁性能を確認すること。

イ 点灯試験

点灯状態、ちらつき、異音、異常温度上昇の有無を確認し、正常動作を

確認すること。

ウ 照度測定

照度測定は「JIS Z 9110（照明基準総則）」及び JIS C 7612（照度測定方法）に基づき実施すること。諸室の用途に応じ、適切な測定点配置（9 点法・15 点法等）により平均照度および均斉度を測定し、設計照度を確保していることを確認すること。結果は測定位置図とともに提出すること。

測定箇所は、JIS に基づき、用途を代表する室又は市が指定する箇所について実施するとともに、照明条件が大きく異なる箇所については必要に応じて測定し、その結果を提出すること。

(7) 消防・建築関係法令の適合

非常用照明器具および誘導灯の更新にあたっては、建築基準法および消防法等関係法令に適合させ、所轄消防機関との協議・届出を行うこと。防火区画の貫通が発生する場合は、当該部位に適切な防火措置を施すこと。

9 有害物質対策および廃棄物処理

(1) 有害物質の事前調査

既設照明設備について、使用されている安定器が P C B を含有するおそれがある場合には、当該安定器の P C B 含有の有無を確認すること。また、天井材への穿孔又は開口を伴う作業が必要となる場合は、アスベスト（石綿）事前調査を実施し、その結果を市に報告すること。

(2) 適正処分の義務

撤去した器具は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分し、産業廃棄物マニフェスト（管理票）を市に提出すること。

(3) P C B 含有物の引渡し

P C B 含有が判明した安定器は現場から搬出せず、法令に定める保管基準に従い施設内の指定場所に隔離保管のうえ、関係書類とともに市に引き渡すこと。

10 維持管理

(1) 保証体制

業務により設置した照明器具の保証期間は、本市の検収完了日の翌日から起算して3年間とし、不具合連絡から2営業日以内に現地調査等の即応ができる体制を整えること。なお、受託者が企画提案書において3年を超える保証期間の提案を行った場合は、本市と協議し決定する。

ア 無償対応の範囲

保証期間内に照明器具の不点灯、破損、点滅等の不具合が生じた場合、

受託者は速やかに自己の責任において器具の取替、代替品の提供または修理を行うものとする。不点灯・異常・照度低下等の保証対応においては、器具代に加え、人件費・車両費・足場費等の諸経費を含め受注者の負担とする。

なお、既設器具の劣化（ソケット劣化、配線劣化等）がＬＥＤ化後に不具合の要因となった場合で、事前調査にて合理的に確認可能であったと判断されるときは、受託者の責任にて無償対応とする。

イ 性能の保証

保証期間内において、ＬＥＤの性能低下により平均照度が設置時の70%未満に低下したことが確認された場合は、不点灯と同様に受託者の負担で交換を行うものとする。

ウ 保証の除外事項

次に掲げる事由により生じた不具合については、受託者は保証の責を負わない。

- (7) 本市または第三者の故意または過失による破損
- (4) 地震、落雷、洪水等の不可抗力による災害
- (7) 非常用照明器具、誘導灯器具に内蔵される蓄電池（消耗品）

(2) 連絡体制

受託者は、業務完了報告時に、不具合発生時の緊急連絡先及び担当者名を記載した「連絡体制表」を本市及び各施設へ提出すること。

(3) 保険の加入

受託者は、生産物賠償責任保険（PL 保険）をはじめ、本業務に伴う事故や不具合に対応可能な保険（動産総合保険等）に加入し、十分な補償体制を構築すること。受託者は、着手前に当該保険の保険証券の写しを市へ提出すること。

(4) 省エネ効果検証

設置・交換前後の実測値（電流値等）または机上計算に基づき、省エネルギー効果及び二酸化炭素排出量削減効果について検証し、その結果を報告すること。算定に用いる係数は、 $0.405 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ とすること。

11 成果品

(1) 管理用図書の納品

ア 管理台帳

管理台帳として、公募時に提示する別紙「照明情報一覧」を基に、現地詳細調査及び設置結果を踏まえ、実態に応じ最終内容に更新した一覧を作成・提出すること。

イ 竣工図

竣工図については、既存のC A Dデータが存在する施設については当該データを更新し、既存のC A Dデータが存在しない施設については、設置位置が把握できる図面（P D F等）により整理したものを提出すること。

(2) 分電盤表示・回路図の更新

器具更新に伴い回路構成が変更された場合は、分電盤の回路表および単線結線図を現況に合わせて更新し、成果品として提出すること。

(3) 作業記録の提出

受託者は、施設ごとに照度測定、絶縁抵抗測定、点灯試験、交換前・中・後の写真撮影等の検査を実施し、その記録を整理し、提出すること。撮影箇所は原則として諸室又は同一仕様・同一施工内容ごとの代表地点とする。

(4) 検査・引渡

市は、受託者から提出された作業記録および成果品を確認するとともに、施設ごとに確認を行い、完了検査を実施する。検査の結果、補修等が必要と認められる場合は、受託者は直ちに補修等を行うこと。

12 その他

- (1) 知的財産権の保護として、提案に含まれる特許権等の侵害に関する責任は、全て受託者が負うものとする。
- (2) 受託者は本事業の実施にあたり、調査・設置・交換等の業務の一部において、市内事業者を活用するものとする。